

特別定額給付金事業がスタートします！！

新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策として、特別定額給付金が支給されることとなりました。

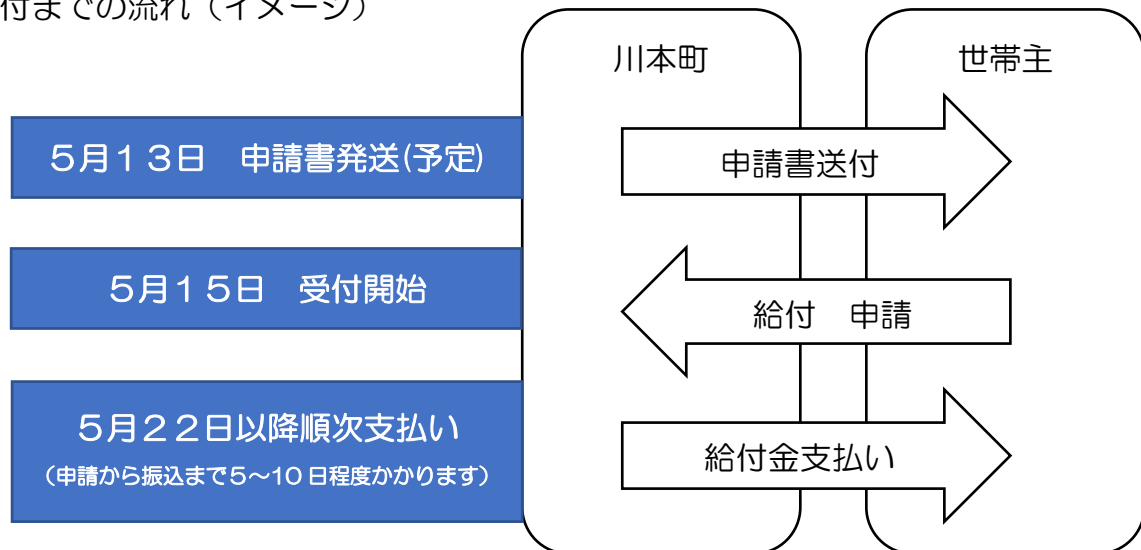
川本町でも、次のように給付事務を進めていきますので、ご理解ご協力ください。

- 対象者：令和2年4月27日時点で、住民基本台帳に記録されている人
- 支給内容：1人あたり10万円
- 支給方法：世帯主から請求していただき、指定の口座へ振り込みます

■スケジュール

- ・申請書発送…5月13日（予定）
- ・受付開始…5月15日（返信用封筒を同封します）
（マイナポータルからの申込みは順次受け付け）
- ・支給開始…5月22日振込開始予定（以後順次支払い）
（申請から振込まで5～10日程度かかります）

■給付までの流れ（イメージ）



●申請書に添付する資料など

- ・本人確認資料（免許証、マイナンバーカード、健康保険証等の写し）
- ・口座確認資料（金融機関や口座番号が確認できる、通帳等の写し）

問い合わせ先
川本町 総務財政課
(5) 72-0631

給付金のサギに注意!!

(詐欺)

特別定額給付金に関する詐欺事件が心配されています。
被害に遭わないように十分に注意してください。

市区町村や総務省などが以下を行うことは、絶対にありません

- 現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすること
- 受給にあたり、手数料の振込みを求めること
- メールを送り、URL をクリックして申請手続きを求めること

「怪しいな？」と思ったら遠慮なくご相談ください

新型コロナウイルス給付金関連
消費者ホットライン

0120-213-188

消費者ホットライン

局番なしの **188**

近くの警察署

警察署

警察相談

専用電話 **#9110**

